



令和6年1月の能登半島地震による被災者に対する町税の申告、納付等の期限の延長後の期日について、下記のとおり告示する。

令和6年6月26日

内灘町長 川口 克典



記

内灘町税条例(昭和40年内灘町条例第1号。以下「条例」という。)第18条の2第1項の規定に基づく、令和6年1月18日付け内灘町告示第1号において別途告示で定めることとされている期日は、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

都道府県名	地 域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市 能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡宝達志水町並びに鹿島郡中能登町
富山県	富山県